

具体事業一覧					
基本目標 地域包括ケアシステムの構築					
	区分	項目	施策・事業内容	平成27年度実績	平成28年度実績
1	医療と介護の連携体制の充実	在宅医療・介護連携の推進	医療と介護の連携促進に向け、地域支援事業に新たに位置づけられた「在宅医療・介護連携推進事業」に取り組みます。実施にあたっては、医師会を中心として、在宅介護支援センターの機能を充実し、かかりつけ医、介護支援専門員、介護サービス事業者など、多職種連携による支援に取り組みます。	平成27年4月から、医師会による高石市医療介護連携支援室が開設され、退院等による在宅医療、訪問看護にかかる相談受付及び医療機関の紹介業務を行っています。 平成27年6月から医師会、社会福祉協議会、(財)高石市保健医療センター、市が参加する医療介護連携推進会議を開催し、医療介護連携に向けて意見交換を行っています。なお、第6回から歯科医師会、薬剤師会、在宅医療コーディネーターも参加し、地域包括支援センターを中心としてカンファレンスを行い、切れ目ない支援を実現しています。また、平成26年度に作成した医療機関介護保険サービス事業所マップを配布し、周知活動を行っています。	医療介護連携支援室による在宅医療介護相談業務の実施と医療機関・介護事業所の紹介事業は引き続き実施しています。 在宅医療医師、訪問看護ステーションの増加、充実にむけて、在宅医療、介護事業にかかる研修会を実施しています。在宅医療コーディネーターを配置し、医師会会員医療機関に在宅医療の実施に関するアンケートを配布し、回収とあわせて意見集約を行い、在宅医療実施にむけた啓発も実施します。 また、引き続き地域包括支援センターを中心としてカンファレンスを行い、切れ目ない支援を実現しています。医療機関介護保険サービス事業所マップについては、引き続き配布を行い、周知徹底を図っています。
			介護保険事業者連絡会（ケアマネジャー連絡会）を通じて、医師とケアマネジャーとのグループ討議を行い、適切なサービス利用につなげるよう連携を図っていきます。 平成24年度より実施している多職種連携会議を継続し、連携の強化に努めるとともに、在宅往診医の確保と、訪問看護ステーションの人材整備など、医療依存度の高い高齢者を支える仕組みの強化を働きかけます。 また、効果的な介護予防・生活支援サービスや地域の見守りシステム調整、入退院時の関係機関間の調整を行う担当地域ケア会議を継続して開催するとともに、「医療連携シート」を関係機関に普及・啓発、利用の促進に取り組んでいきます。		
			難病患者やがん末期の要介護者、病院退院者が在宅で適切なサービスを受けながら、安心して暮らすことができるように、医療との連携によるきめ細かなサービスの提供に努めます。 また、医師会や歯科医師会、薬剤師会等と連携し、地域の医療情報の収集や医療・介護マップの普及・啓発に努めるとともに、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、医療機関などと連携した相談・支援体制の強化に努めます。		
			高齢者が住み慣れた地域で生活続けることができるよう、保健・医療・福祉が連携し、医療やリハビリテーション、介護、介護予防など、各サービスを切れ目なく効果的に提供する必要があります。 地域包括支援センターを中心にサービス提供事業者や医療機関、保健所等関係機関との連携強化を図り、高齢者が生活に必要な支援・サービスが一体的に受けられるよう、取り組んでいきます。		
5	生活支援サービスの充実	地域交流活動の推進	社会福祉協議会や校区福祉委員会などと連携し、安否確認やいきいきサロン、世代間交流などの地域福祉活動の充実・活性化を支援・育成します。 また、必要に応じて、専門家の派遣や指導、各種情報の提供・相談・指導などを図っていきます。	セーフティネット事業として、 1）小地域ネットワーク活動 一人暮らし高齢者と中心に近隣住民が中心となった見守り支援の個別援助活動、いきいきサロン等一人暮らし高齢者が地域の拠点に集って仲間づくりを行っています。 2）コミュニティソーシャルワーカーを配置し、総合相談窓口として生活困難ケースの支援を行い、生活保護担当・地域包括支援センターと連携して市民からのさまざまな相談に応じています。	セーフティネット事業として、 1）小地域ネットワーク活動 一人暮らし高齢者と中心に近隣住民が中心となった見守り支援の個別援助活動、いきいきサロン等一人暮らし高齢者が地域の拠点に集って仲間づくりを行っています。 2）コミュニティソーシャルワーカーを配置し、総合相談窓口として生活困難ケースの支援を行い、生活保護担当・地域包括支援センターと連携して市民からのさまざまな相談に応じています。
			何らかの援助を必要とする人たちが、住み慣れた地域社会で自立した生活を送ることができるよう、介護保険や保健福祉サービスなどの公的なサービスの利用を促すとともに、見守りや助け合いなどの身近な地域における課題に即した福祉活動の展開を、校区福祉委員会や地域の活動団体との連携のもとに支援・促進していきます。		
7	生活支援サービスの充実	生活支援サービスの充実	虚弱なひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域や家庭で自立した生活が送れるよう、また、緊急時等にも安心して生活できるよう、日常生活用具給付、福祉電話の設置、緊急通報装置設置など、高齢者福祉サービスの充実を図ります。 また、社会福祉協議会や校区福祉委員会などと連携し、配食サービスや移送サービス、見守り・安否確認などを継続して実施し、ひとり暮らし高齢者訪問をより積極的に展開し、孤立死の防止に努めます。 介護予防・日常生活支援総合事業による見守り、配食等を行う実施主体の確保に努めます。	高齢者見守り支援事業として福祉有資格者による独居世帯等への訪問活動による安否確認及び関係機関との連携による支援を実施しています。 見守り・安否確認対象者823名、安否確認件数7,288件 高齢者配食サービス事業 日常生活自立支援事業 福祉有償運送事業 福祉車両貸与事業	高齢者見守り支援事業として福祉有資格者による独居世帯等への訪問活動による安否確認及び関係機関との連携による支援を実施しています。 見守り・安否確認対象者728名、安否確認件数6,003件。 高齢者配食サービス事業 日常生活自立支援事業 福祉有償運送事業 福祉車両貸与事業 郵便局と高齢者見守り協定締結。
			居家で介護をしている家族の悩みの相談や、適切な介護方法の習得により身体的負担や精神的負担の軽減を図ることができるよう、引き続き支援に努めるとともに、地域で介護者を支える介護高齢者家族会等の活動を支援していきます。 また、家庭において介護などをされている家族介護者の負担の軽減を図るため、介護用品の給付や家族介護慰労金制度などを継続していきます。		
9	生活支援サービスの充実	総合調整機能の充実	住み慣れた地域において高齢者が安心して自立した生活を送ることができるよう、介護保険や保健福祉サービスなどの公的なサービスにとどまらず、地域福祉活動やボランティア活動などを一体的に提供できるよう、社会福祉協議会との連携を強化し、地域包括支援センターの権限や総合調整機能の充実を図っていきます。 高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置するとともに、定期的な情報共有及び連携強化などのネットワーク化を図る協議体の設置に取り組めます。	生活支援コーディネーター事業 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、関係機関のネットワークや社会資源の活用につけて連携していきます。4名配置 居場所づくり事業（コミュニティカフェ22開設）	生活支援コーディネーター事業 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、関係機関のネットワークや社会資源の活用につけて連携していきます。7名配置 居場所づくり事業（コミュニティカフェ28開設）
			生活困窮状態にある高齢者を発見した場合は、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携し、適切な支援についていきます。 介護保険料の減免（本市独自の減免制度） 65歳以上の人で、世帯全員が市民税非課税であり、かつ世帯の年間収入や所有資産が一定の基準以下、他の世帯の扶養親族となっていないなどの要件を満たす人を対象に、引き続き保険料額の減額を行います。 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用促進 社会福祉法人が、低所得で特に生計が困難である人の介護保険サービスの利用者負担を軽減した場合に助成する社会福祉法人等利用者負担額軽減制度の周知と利用促進を図ります。 障害者ホームヘルプサービス利用者措置支援事業の周知 身体障害者手帳所持者で軽減措置の対象者については制度の情報を提供し、利用料の軽減を図ります。		
11	地域における支え合い、助け合いの推進	小地域福祉活動の推進	何らかの援助を必要とする人たちが、住み慣れた地域社会で自立した生活を送ることができるよう、介護保険や保健福祉サービスなどの公的なサービスの利用を促すとともに、見守りや助け合いなどの身近な地域における課題に即した福祉活動の展開を、校区福祉委員会や地域の活動団体との連携のもとに支援・促進していきます。	校区福祉委員を中心に自治会・民生委員児童委員等の協力により、独居高齢者を中心に見守り・声掛けによる個別援助活動を実施、孤立を防ぐため集いの場としていきいきサロンを開催します。また、民生委員と社会福祉協議会との独居高齢者情報交換会を開催し、独居高齢者に対し迅速な対応が可能な体制づくりを進めています。 一人暮らし高齢者等個別援助活動事業 30,758件（延べ件数） いきいきサロン 99回 世代間交流 55回 地域リハビリ 47回 子育て支援等 26回	校区福祉委員を中心に自治会・民生委員児童委員等の協力により、独居高齢者を中心に見守り・声掛けによる個別援助活動を実施、孤立を防ぐため集いの場としていきいきサロンを開催します。また、民生委員と社会福祉協議会との独居高齢者情報交換会を開催し、独居高齢者に対し迅速な対応が可能な体制づくりを進めています。 一人暮らし高齢者等個別援助活動事業 26,180件（延べ件数） いきいきサロン 61回 世代間交流 29回 地域リハビリ 44回 子育て支援等 26回
			地域における日常的な声かけ、あいさつや見守り活動などを展開するとともに、地域と行政、関係機関や関係団体等との連携により、様々な問題に迅速かつ的確に対応できる体制づくり（セーフティネットの充実）を進めます。		
			高齢者とその家族のニーズを把握し、専門的な立場からのサービスの提供や取り組みを展開していくため、ケアマネジャーをはじめ、居宅介護サービス事業者や医師、看護師、ホームヘルパー、民生・児童委員、ボランティア、校区福祉委員など地域の実情に対応した関係者のネットワークづくりを推進し、連携強化を図っていきます。		
			ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ、兄弟のみなどの高齢者世帯が、地域の中で孤立しないよう、民生・児童委員、校区福祉委員及びボランティア団体などの地域の活動団体の見守りや声かけ、訪問など、重層的な見守り体制の充実を図ります。		

具体事業一覧

基本目標 地域包括ケアシステムの構築

	区分	項目	施策・事業内容	平成27年度実績	平成28年度実績
15	地域における支え合い、助け合いの推進	NPO活動等支援の充実	高齢者や退職を迎えた団塊の世代等が、地域社会の一員として長年にわたって培ってきた知識、経験、技術を生かして、主体的・積極的に地域福祉活動を展開していくことができるよう、活動場所の確保や各種助成・補助制度に関する情報の提供などに努めていきます。	ボランティア・市民活動の推進 ボランティア運営委員会の開催 H27.6.1 ボランティア保険の受付 1,366人 ボランティア情報の提供 ボランティアだより 年5回 ボランティア登録 個人ボランティア 60人 ボランティアグループ 42730人 NPO法人 5 177人 ボランティアサロンの開催 おしゃべりカフェ 37回 949名	ボランティア・市民活動の推進 ボランティア運営委員会の開催 H28.6.3 ボランティア保険の受付 817人 ボランティア情報の提供 ボランティアだより 年5回 ボランティア登録 個人ボランティア 60人 ボランティアグループ 44759人 NPO法人 4 160人 ボランティアサロンの開催 おしゃべりカフェ 37回 702名
16	地域における支え合い、助け合いの推進	ボランティア・市民活動センターへの支援	地域住民が自主的に参加し、ふれあいを共感しながら、ともに支え合う地域社会を実現していくため、ボランティア活動の拠点としてボランティア・市民活動センターへの支援を図り、ボランティアの養成やグループづくりなどを推進していきます。	ボランティア活動として、生活支援サポーター、まちの便利屋事業も積極的に実施しました。	また、ボランティア活動として生活支援サポーター、まちの便利屋事業も積極的に実施しました。
17	地域における支え合い、助け合いの推進	若者や親子のボランティア活動の促進	ボランティア人材の確保・充実を図るため、若者や親子がボランティア活動に参加するきっかけづくりの充実を図るとともに、校区福祉委員会等地域団体と連携し、身近な地域での活動機会の提供を図ります。		
18	相談支援体制・情報提供の充実	地域包括支援センターの相談機能の充実	介護をはじめ、高齢者虐待や人権など多様な相談や複雑化する問題に対応するため、専門機関との連携を強化するとともに、社会福祉協議会の他事業部門や関係課との連携・調整を図るなど、相談体制の充実に努めます。 また、地域包括支援センターの運営や相談対応等の充実・強化を図るため、大阪府などと連携を図りながら、後方支援に努めます。 さらに、相談内容の多様化や複雑化に対応できるよう職員の質の向上と居宅介護支援事業所等との連携による支援の充実に努めます。 また、身近な地域での相談機能を充実するため、高齢者やその家族などが身近な地域で介護サービスなどについての情報を得たり、相談に対応するため、地域住民とかかわりの深い民生・児童委員や校区福祉委員などの研修の充実を図るとともに、地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー等関係機関との連携による相談支援の充実を図ります。	地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となり、連携をとりながら地域のいろいろな相談ごとを受けて、関係機関につなぐなど支援を行っています。介護・健康→主任ケアマネジャー、権利や財産についての相談→成年後見制度の利用、高齢者虐待→立ち入り調査→保護、見守りネットワークを形成しています。 総合相談支援事業 来所 335 訪問 13 電話 357 文書等 52 合計 757 出前相談事業（まちかど相談会） 12回 409人 権利擁護事業 797件 高齢者虐待防止支援会議 11名 成年後見制度利用促進 5名 介護予防マネジメント 担当地域ケア会議 サービス担当者会議 29回 144名 困難事例等支援会議 5回 28名 入退院時多職種連携会議17回 136名 成年後見活用促進会議 2回 10名 地域のなんでも相談窓口として、権利擁護業務を含めて多くの相談を受けています。なお、啓発活動の一環として福祉教育にも力を入れています。	地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となり、連携をとりながら地域のいろいろな相談ごとを受けて、関係機関につなぐなど支援を行っています。介護・健康→主任ケアマネジャー、権利や財産についての相談→成年後見制度の利用、高齢者虐待→立ち入り調査→保護、見守りネットワークを形成しています。 総合相談支援事業 来所 266 訪問 19 電話 283 文書等 20 合計 588 出前相談事業（まちかど相談会） 12回 400人 権利擁護事業 801件 高齢者虐待防止支援会議 12名 成年後見制度利用促進 5名 介護予防マネジメント 担当地域ケア会議 サービス担当者会議 22回 124名 困難事例等支援会議 12回 83名 入退院時多職種連携会議18回 146名 成年後見活用促進会議 14回 80名 地域のなんでも相談窓口として、権利擁護業務を含めて多くの相談を受けています。なお、啓発活動の一環として福祉教育にも力を入れています。
19	相談支援体制・情報提供の充実	地域包括支援センターの周知・啓発	高齢者の相談窓口の中心となる地域包括支援センターが市民にとってより身近なものとなるよう、市の「広報たかいし」や社会福祉協議会の「たかいし福祉」、ホームページなど、様々な媒体や機会を活用し、地域包括支援センターの周知・啓発をより一層進めていきます。		
20	相談支援体制・情報提供の充実	在宅介護支援センターでの相談対応	高齢者や家族からの日常生活や介護の相談窓口として、また緊急通報装置設置者の24 時間対応を継続していきます。 また、相談窓口としての機能を生かし、医療と介護の連携拠点としての役割を果たせるよう、機能を強化していきます。	在宅介護支援センターを設置し、在宅介護の拠点として在宅介護に対応する体制づくりに努めています。	在宅介護支援センターを設置し、在宅介護の拠点として在宅介護に対応する体制づくりに努めています。
21	相談支援体制・情報提供の充実	介護相談員派遣事業の活用	施設入所者の悩みや相談、施設に対する要望などを聴取し、心のケアや居住環境の改善などが図れるよう、利用者や家族と事業者との橋渡しを行う介護相談員派遣事業を引き続き進めていきます。	定期的に介護相談員を施設に派遣しています。また、苦情処理等については、早期に調査を行い、対応しています。	定期的に介護相談員を施設に派遣しています。また、苦情処理等については、早期に調査を行い、対応しています。
22	相談支援体制・情報提供の充実	苦情処理体制の充実	介護保険サービスをはじめとした様々な苦情については、市民にとって身近な窓口である市で対応していくとともに、市において対応が困難なケースにおいては大阪府や大阪府国民健康保険団体連合会と連携を図りながら、早期に解決するよう、取り組んでいきます。		
23	相談支援体制・情報提供の充実	広報たかいし、市ホームページを活用した周知・啓発	広報たかいしや市ホームページなど、多様な広報媒体を活用し、サービス等に関する情報提供に努めます。 また、ホームページについては「高石市アクセシビリティガイドライン」に沿って、誰もが利用しやすいホームページづくりに継続して取り組んでいきます。		
24	相談支援体制・情報提供の充実	地域に密着した広報啓発活動の充実	ひとり暮らし高齢者や要支援・要介護高齢者など自ら情報を入手することが困難な人に対して、保健師やコミュニティソーシャルワーカーをはじめ、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、民生・児童委員や校区福祉委員、さらには介護相談員の協力を得ながら、情報の提供に努めていきます。 また、拡大文字を用いた利用手引きの発行や個別面談などによる周知に努めていきます。		
25	相談支援体制・情報提供の充実	情報弱者に対する情報提供の強化	在住外国人や障がいのある人など、サービスを利用したいときに、どこへ相談するのか、どんなサービスがあるのかなどをわかりやすく提供していきます。 また、視覚障がい者に対する声の広報や、聴覚障がい者に対するFAXによる情報提供なども継続します。		
26	介護保険サービスの充実	居宅サービスの充実と提供	在宅での生活を希望する要支援・要介護認定者に対して、訪問系サービスや通所系サービス、短期入所、福祉用具貸与・購入など、居宅サービスの充実と提供に努めます。	市民の方々への在宅サービスに資する情報提供については、市役所や包括支援センター等において、資料を配付するなどして対応しております。また、居宅サービスを充実させるために、介護予防住宅改修を行なうなど地域支援事業の充実に努めています。	市民の方々への在宅サービスに資する情報提供については、市役所や包括支援センター等において、資料を配付するなどして対応しております。また、居宅サービスを充実させるために、介護予防住宅改修を行なうなど地域支援事業の充実に努めています。
27	介護保険サービスの充実	地域密着型サービスの充実と提供	介護保険法の改正に伴い、平成28年4月より小規模の通所介護事業所は地域密着型サービスへ移行することとなります。 今後は、小規模通所介護を含め、認知症対応型通所介護や、小規模多機能型居宅介護など、地域密着型サービスの確保に努めます。 また、定期巡回・随時対応型訪問看護看護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の確保については、高齢者等のニーズや近隣市町のサービス提供体制や踏まえながら、検討していきます。	平成28年4月より小規模の通所介護事業所は地域密着型サービスへの円滑な移行準備を行いました。	平成28年4月より小規模の通所介護事業所は地域密着型サービスへの円滑な移行を行いました。地域密着型サービス連絡会等で情報収集を行ないながら、今後のサービス提供体制を検討していきたいと思います。
28	介護保険サービスの充実	施設サービスの充実と提供	要介護者に対して、介護老人福祉施設、介護老人保健施設の入所施設におけるサービスを提供していきます。 制度改正に伴い、介護老人福祉施設の利用は、原則要介護3以上となりますが、対象者の心身の状況や介護環境の状況等を加味し、やむを得ない場合は利用を認める等、適切なサービス提供につないでいきます。 また、高齢者虐待防止法の周知を図り、施設において高齢者の尊厳や人権を保持するため、虐待や身体拘束の防止に関する職員研修や意識改革、サービスの質の向上などに関する取り組みを支援していきます。	制度改正に伴い、要介護3以上の方が介護老人保健施設の利用者となり、重度化する利用者の状況についてケアマネージャー等や介護相談員による状況把握に努めております。 また、施設において高齢者の尊厳や人権を保持するため、虐待や身体拘束の防止については、市民の方々による市役所や包括支援センターへの通報による立ち入り調査や警察との連携により更なる注意喚起に努めてまいります。	制度改正に伴い、要介護3以上の方が介護老人保健施設の利用者となり、重度化する利用者の状況についてケアマネージャー等や介護相談員による状況把握に努めております。 また、施設において高齢者の尊厳や人権を保持するため、虐待や身体拘束の防止については、市民の方々による市役所や包括支援センターへの通報による立ち入り調査や警察との連携により更なる注意喚起に努めてまいります。

具体事業一覧

基本目標 地域包括ケアシステムの構築

	区分	項目	施策・事業内容	平成27年度実績	平成28年度実績
29	介護保険サービスの充実	サービス調整機能の強化	在宅生活を送るにあたって必要な保健・医療・福祉・介護・生活支援などの各種サービスが一体的に受けられるよう、地域包括支援センター（社会福祉協議会）や今後新たに配置する生活支援コーディネーター、サービス提供事業者や医療機関との関係機関との連携強化を図り、サービス調整を行っていきます。	高齢者が継続して在宅生活を送るにあたり、生き生き百歳体操などの地域支援事業における介護予防事業をさせるとともに、地域包括支援センターを始めとした情報提供窓口の充実を行ないました。要支援の方々への支援を行う地域包括支援センターは、平成27年の法改正により機能強化されており、平成29年4月から導入される総合事業への移行により、その傾向はさらに高まります。高石市においていつまでも在宅で生活を送る地域包括ケアシステムの構築において、地域ケア会議における各部会である生活支援・介護予防、医療・介護連携、認知症対策、権利擁護、ケアマネジャーとの連携などの各部門における連携を進めています。	高齢者が継続して在宅生活を送るにあたり、生き生き百歳体操などの地域支援事業における介護予防事業をさせるとともに、地域包括支援センターを始めとした情報提供窓口の充実を行ないました。要支援の方々への支援を行う地域包括支援センターは、平成27年の法改正により機能強化されており、平成29年4月から導入される総合事業への移行により、その傾向はさらに高まります。高石市においていつまでも在宅で生活を送る地域包括ケアシステムの構築において、地域ケア会議における各部会である生活支援・介護予防、医療・介護連携、認知症対策、権利擁護、ケアマネジャーとの連携などの各部門における連携を進めています。
30	介護保険サービスの充実	利用者への情報提供の充実	利用者がサービスを選択する上で必要な情報を入手できるよう、広報や拡大文字を用いた利用の手引きなどを活用し、介護保険制度の内容、市の取り組みや事業者情報などを提供していきます。さらに、利用者が必要とする各種保健福祉サービスや介護保険サービスを安心して選択できるよう、情報提供の充実に努めていきます。		
31	介護保険サービスの充実	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の充実（地域支援事業）	高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員との連携はもとより、他の様々な職種との多種職協働や地域との関係機関との連携を図っていきます。また、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントが行えるよう、介護支援専門員に対する後方支援を継続して実施していきます。		
32	介護保険サービスの充実	事業者の質の向上の促進	利用者のニーズに対応し、日常生活の継続性の維持・改善に資する良質なサービスが提供されるよう、事業者による自己評価システムの導入を働きかけていきます。また、地域包括支援センターと連携を図りながら、介護保険事業者連絡会（ケアマネジャー連絡会）などを通じて事業者やケアマネジャーなどに対する研修や技術講習、助言・指導などに努めていきます。		
33	介護保険サービスの充実	地域包括支援センター運営協議会の運営	地域包括支援センターの運営を支援するため、被保険者、利用者、事業者、学識経験者等で構成する地域包括支援センター運営協議会を継続して開催し、センターの公正・中立な運営を確保していきます。また、地域包括支援センター運営協議会を通じて、業務のあり方や改善点、問題点等について検討を行い、よりよい方向に改善されるよう、取り組んでいきます。		
34	介護保険サービスの充実	地域包括支援センターの機能強化	地域包括ケアシステムの構築には、高齢者の生活を支える中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化が重要です。本市の地域包括支援センターは社会福祉協議会が担っており、地域の福祉活動と密接に関わりのある社会福祉協議会の強みを生かし、民生・児童委員や校区福祉委員と連携を図った見守り体制の強化や介護予防事業終了者と連携した介護予防の普及活動など、市民・地域との協働による機能強化・業務の効率化を図っていきます。また、地域包括支援センターに配属される三職種間の情報やネットワークの共有をさらに進めるとともに、地域包括ケア会議を通じて、情報の発信や困難事例の検討を行うなど、多職種間の連携体制の強化に努めます。地域包括支援センターの質をより高めていくため、ケアマネジャー連絡会を通じた情報提供をはじめ、国や大阪府で行われる研修会へ参加を促していきます。また、市としても研修会に参加するとともに、困難なケース等が発生した場合は連携・協力を図りながら、円滑に問題が解消するよう、支援していきます。		
35	サービスの質の向上	地域密着型サービスの適正な指定の実施	地域密着型サービスの指定にあたっては、地域密着型サービス運営協議会を開催し、審議を行ったうえで適正に指定していきます。	地域密着型サービス運営協議会を開催し、地域密着型サービスの現状や事業所の取組み状況について情報共有を行ないました。定例的に開催している地域密着型サービス連絡会の状況を周知すると共に、地域密着型通所介護への移行についての情報共有を行ないました。	地域密着型サービス運営協議会を開催し、地域密着型サービスの現状や事業所の取組み状況について情報共有を行ないました。定例的に開催している地域密着型サービス連絡会の状況を周知すると共に、地域密着型通所介護への移行についての情報共有を行ないました。
36	サービスの質の向上	地域包括ケア会議の充実	地域包括支援センターや医療機関、サービス提供事業所等で構成する地域包括ケア会議の充実を図るとともに、より専門性を高めるため、生活支援や医療・介護連携、認知症対策等の部会を設置し、地域における課題・問題等の解消に努めます。また、高齢者やその家族の悩みや不安などに対応するため、相談や主治医及びケアマネジャーとの連携、困難事例に対する地域包括ケア会議や担当地域ケア会議、高齢者虐待防止支援検討会議の実施などあらゆる事業活動を実施していきます。	地域包括支援センターより市へ地域ケア会議の実施主体が移行し、定期的に会議を開催し、各部会の実施状況を確認しました。各部会においては、生活支援・介護予防部会、医療・介護連携部会、認知症対策部会、権利擁護部会、ケアマネジャー部会などから構成されており、困難事例などの情報共有を行ないました。	定期的に会議を開催し、各部会の実施状況を確認しました。各部会で検討されている困難事例などについて、実際に地域ケア会議において意見を求めるなどの新たな取組みを行いました。
37	サービスの質の向上	適正な指定指導事務の実施	サービスに対する相談や苦情については、広域事業者指導課と連携し、事業者に対して立ち入り検査または監査を行うなど、事業者の指導の充実に努めます。また、平成30年4月から居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲されるため、ケアマネジメントに対する理解を深めていきます。	広域事業者指導課と連携して給付内容の指導監督等の充実に努めています。広域事業者指導課の指導の下、介護保険部門のみならず、健康保険部門や障がい給付部門などの関連部局と連携して業務にあたっております。	広域事業者指導課と連携して給付内容の指導監督等の充実に努めています。広域事業者指導課の指導の下、介護保険部門のみならず、健康保険部門や障がい給付部門などの関連部局と連携して業務にあたっております。
38	サービスの質の向上	サービス事業者との連携	介護保険事業者連絡会において、情報の提供や意見交換、交流の場を設定するなどの支援を行うことにより、サービス事業者との連携を図っていきます。	地域包括支援センターによる各連絡会等により、情報の提供や意見交換、交流の場を定期的に開催させて頂きました。	地域包括支援センターによる各連絡会等により、情報の提供や意見交換、交流の場を定期的に開催させて頂きました。
39	サービスの質の向上	公平・公正な適切な要支援・要介護認定の推進	認定調査に際しては、市職員による点検を適宜実施するなど、適正な認定調査を実施していきます。また、認知症や障がいのある人など、高齢者一人ひとりの状態を認定調査に正確に反映させるため、調査対象者の日頃の状態や障がいによる生活面での困難を的確に説明できる家族などの同席を求めていきます。さらに、障がいによりコミュニケーションの時間を要する場合や理解が困難なケースについて、的確に記載し、記載内容が審査・判定に正しく反映されるよう、公平・公正な要支援・要介護認定を実施していきます。また、介護認定審査会委員や認定調査員に対し、様々な情報の提供を図るとともに、研修などを充実していきます。	外部に認定調査を委託するだけではなく、専門的知識を有する市職員による調査を実施しており、適正な認定調査を実施しております。また、調査をさせて頂く方や同席されている家族の方々へのコミュニケーションについてさらに向上させていくため、認定調査員に対し、様々な情報の提供を図るとともに、研修などを実施いたしました。	外部に認定調査を委託するだけではなく、専門的知識を有する市職員による調査を実施しており、適正な認定調査を実施しております。また、調査をさせて頂く方や同席されている家族の方々へのコミュニケーションについてさらに向上させていくため、認定調査員に対し、様々な情報の提供を図るとともに、研修などを充実いたしました。
40	サービスの質の向上	介護給付費の適正化推進	「第3期大阪府介護給付適正化計画」に基づき、大阪府国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムを活用して、給付費の縦覧点検処理業務や介護給付実績から医療情報及び介護給付明細の突合事業などを引き続き実施し、介護給付費の適正化に努めていきます。	給付費通知を年3回市民の方へご送付することにより、給付内容の確認を行って頂き、給付内容の自己確認の機会を設けると共に広域事業者指導課と連携して給付内容の指導監督等をおこなうことにより、介護給付費の適正化に努めています。	給付費通知を年3回市民の方へご送付することにより、給付内容の確認を行って頂き、給付内容の自己確認の機会を設けると共に広域事業者指導課と連携して給付内容の指導監督等をおこなうことにより、介護給付費の適正化に努めています。
41	サービスの質の向上	介護保険事業評価の推進	介護保険事業の円滑かつ適正な運営を確保するため、サービス利用の動向や事業者の動向等、第三者評価制度の導入の検討を含め、介護保険の運営状況を適切に評価・分析していきます。	高石市独自で保険給付費の動向をつかむと伴に大阪府や大阪府国民健康保険団体連合会との指導や連携による適切な運用、評価、分析に努めています。	高石市独自で保険給付費の動向をつかむと伴に大阪府による指導や大阪府国民健康保険団体連合会との連携による適切な運用に努めています。また、介護保険事業等計画推進委員会を立ち上げ、介護保険事業の円滑かつ適正な運営の確保に努めています。